入 札 説 明 書

静岡県静岡、藤枝、中遠、北遠及び浜松総合庁舎で使用する電気に係る入札公告に基づく入札 等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書等によるものとする。

- 1 公告日 令和6年2月13日
- 2 入札執行者 静岡県知事 川 勝 平 太
- 3 担当部局 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県経営管理部財務局資産経営課

電話番号 054-221-2533

- 4 調達する産品等
 - (1) 入札番号 財 資 第3012号
 - (2) 調達する産品 令和6年度 静岡県静岡、藤枝、中遠、北遠及び浜松総合庁舎で使用する電気
 - (3) 電気方式 交流3相3線方式
 - (4) 受電電圧 6,000ボルト
 - (5) 計量電圧 6,000ボルト
 - (6) 標準周波数 60ヘルツ
 - (7) 契約電力 別紙3のとおり
 - (8) 予備線 なし
 - (9) 契約期間 a. 需給開始日 令和6年4月1日 午前0時
 - b. 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
 - (10) 予定使用電力量 (令和6年4月から令和7年3月までの使用量見込み)

別紙3のとおり

(11) 契約期間の電力消費計画

別紙1のとおりとする。

なお、力率は100%とする。

(12) 過去4年の電力消費実績

別紙2のとおり

- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者 (更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225 号)に基づき再生手続開始の申立てが成されている者(再生手続開始の決定を受けている 者を除く。)でないこと。
 - (3) 公告日までに電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (4) 入札参加資格審査期日までに静岡県が発注する物品購入等に係る競争入札参加資格(営業種目68その他)を有している者であり、かつ、この入札参加資格確認通知を受けている者。

- (5) 入札時に静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準(平成18年集用第 103号)に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 特別高圧又は高圧の需要家への電気の供給実績があること。
- (7) 静岡県電力の調達に係る環境配慮方針(令和5年9月27日改正)第6条に基づく判定の結果、基準点数以上である旨の判定結果通知を受けた者であること。
- (8) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者 をいう。) が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を もって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料 の購入契約その他の契約を締結している者
- 6 入札参加資格確認等
 - (1) 本入札に参加を希望する場合は、次により入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を作成のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた 者は、本入札に参加することができない。

- ア 提出期限 令和6年2月20日(火)午後5時まで
- イ 提出先 上記3に同じ
- ウ そ の 他 申請書及び資料は、各 1 部及び長 3 号封筒 (簡易書留料金を含む切手434 円貼付)を併せて申込先に持参又は郵送 (簡易書留に限る。) すること とし、電送によるものは受付しない。また、郵送の場合はア提出期限ま でに必着とする。
- (2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和6年2月21日(水)までに通知する。
- (3) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (4) 資料は次によるものとする。
 - ア 入札参加資格確認申請書(別記様式1)
 - イ 静岡県が発注する物品購入等に係る競争入札参加資格審査結果通知書(営業種目68 その他)の写し
 - ウ 小売電気事業者の登録を受けていることを証明する書類の写し(電気事業法第2条の

2の規定による。)

- エ 電気の供給実績及び供給可能量が確認できる書類(写し可)
- オ 静岡県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく判定結果の写し
- (5) その他
 - ア 申請書及び資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無 断で使用しない。
 - ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
 - エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。
 - カー申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。
- 7 入札資格がないと認めた者に対する理由の説明
 - (1) 入札資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
 - (2) (1)の説明を求める場合には、令和6年2月27日(火)までに書面(様式自由)を持参することにより提出しなければならない。
 - (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和6年2月28日(水)までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。
 - (4) (2)の書面の提出先は、上記3に同じとする。
- 8 設計書、仕様書及び入札書の交付

設計書及び仕様書(以下「設計図書」という)及び入札書の交付を次のとおり行う。

- (1) 交付期間 令和6年2月13日(火)から令和6年2月20日(火)まで(閉庁日を除 く。)の午前9時30分から午後5時00分まで
- (2) 交付場所 上記3及び申請書類等ダウンロードサービス (静岡県公式ホームページ 電子行政サービス)
- (3) 交付方法 無料で直接配布する。

(郵送による配布を希望する者は返信用切手250円分を貼付した返信用 封筒(定形外A4サイズ)を上記3まで送付すること)

- 9 仕様書等に対する質問受付期間及び回答書縦覧期間等
 - (1) 質問受付期間 公告の日から令和6年2月22日(木)まで(閉庁日を除く。)の午前9 時30分から午後5時00分まで
 - (2) 回答書縦覧期間 令和6年2月26日(月)から令和6年2月28日(水)までの午前9時 30分から午後5時00分まで
 - (3) 回答書縦覧場所 上記3及び申請書類等ダウンロードサービス (静岡県公式ホームページ電子行政サービス)

10 入札

- (1) 入札執行日時 令和6年2月29日(木)午前9時00分
- (2) 入札執行場所 静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁本館 1 階資産経営課施設係控室
- (3) 入札書に記入する入札金額は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者である るかを問わず、配布した資料を基に積算した年額(消費税及び地方消費税の課税業者は、

同税分を含んだ額)に110分の100を乗じて、1円未満を切り捨てた金額を記載すること。 また、入札金額は月別計算書の太枠計に110分の100を乗じて、1円未満を切り捨てた金額 と等しくなるように記載すること。

- (4) 各々の例を参考にして、入札書、入札書別紙及び月別計算書を作成すること。
- (5) 発電費用等の変動に伴う料金単価の変更(以下「燃料費調整」という。)及び「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に基づく「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金」は入札金額の算定に含まないこと。
- (6) 燃料費調整については、需要場所が電力供給区域に含まれる一般送配電事業者の適用する 燃料費調整とし、燃料費調整単価は燃料価格反映部分(従来の燃料費調整単価に相当する 部分)と卸市場単価(卸電力市場価格の変動分)を含むものとする。
- (7) 入札執行回数は2回を限度とし、1回目の入札で落札者が決定しない場合には、引き続き 2回目の入札を実施する。
- (8) 入札書、入札書別紙及び月別計算書は入札の回数別に分け、封書に入れ、その封皮に氏名 (法人の場合はその名称又は商号)、「2月29日開札(入札)[静岡、藤枝、中遠、北遠 及び浜松 電気の入札書在中」及び入札の回数を記入しなければならない。詳しくは入札 書封緘方法を参考とすること。
- (9) 1回目の入札で落札者が決定しない場合に、2回目の入札を辞退する者は、入札辞退届を 提出すること。郵送で入札書類を提出する者は、2回目の入札用の封書内に入札辞退届を 封入すること。詳しくは入札書封緘方法を参考とすること。
- (10) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。
- (11)入札者又はその代理人は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (12)入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に 執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中 止することがある。
- (13) 入札書の受領期限

持参の場合 開札の日時

郵送の場合 令和6年2月28日(水)午後5時まで(簡易書留に限る。)

別途配布する「物品の購入及び製造請負に係る競争契約入札心得書」 (以下「物品心得書」という。) 第6条第3項の規定は適用しない。

電送による入札は認めない。

11 開札

開札は入札の終了後、直ちに当該場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行 う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない 県職員を立ち会わせて行う。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印又

は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書

- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (7) 同一事項の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (8) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札
- 13 落札者の決定方法
 - (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格となる有効な入札をした者を落札者とする。(ただし、契約は落札額を構成する単価で行う。)
 - (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじ を引かせ、落札者を決定するものとする。
 - (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、 入札執行事務に関係ない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとす る。
- 14 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

15 入札保証金及び契約保証金

免除

- 16 契約書作成
 - (1) 契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。
 - (2) 落札者が需給開始日以前に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
 - (3) 本契約について、契約の内容を記録した電磁的記録により締結することを希望する場合、以下に定める事項による書類を提出するものとする。
 - ア 提出書類

電子契約同意書兼メールアドレス確認書(別記様式2)

イ 提出期限

落札の通知を受けた日から起算して7日以内とする。ただし、契約担当者がやむを えない理由があると認める場合はこの限りではない。

ウ 提出場所

上記3

エ 提出方法

持参、郵送又は電子メール (shisankeiei@pref.shizuoka.lg.jp) にて提出すること

17 異議の申立て

入札した者は、入札後、入札説明書、設計書、仕様書、契約書式等についての不明を理由 として異議を申し立てることはできない。

18 支払方法

毎月支払いを行う。

19 資格審査に関する事項

資格審査に関する照会は、上記3に同じとする。

20 その他

- (1) この入札による契約は、当該調達に係る令和6年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。なお、契約締結日は令和6年4月1日とする。
- (2) 入札参加者は、契約書式及び仕様書を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (3) 契約書式、仕様書は、上記3で配布するものとする。
- (4) 入札説明書及び入札公告と物品心得書の規定が異なる場合は、入札説明書及び入札公告の規定による。
- (5) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) その他詳細不明の点については、静岡県経営管理部財務局資産経営課(電話番号054-221-2533) に照会すること。

総合庁舎別電力消費計画一覧表 **別紙1** (静岡県静岡、藤枝、中遠、北遠及び浜松総合庁舎)

※予定最大電力は過去の各月の最大電力から算定している。また、予定電力量は過去の電力消費実績の平均に基づき算定している。

	月	予定 力率	予定 最大電力	予定電力量	備考		
	4月	100%	224 kW	49,400 kWh			
	5月	100%	156 kW	47,100 kWh			
	6月	100%	302 kW	54,600 kWh			
	7月	100%	300 kW	74,800 kWh			
静岡	8月	100%	306 kW	83,700 kWh			
総	9月	100%	309 kW	69,700 kWh			
合庁	10月	100%	288 kW	53,000 kWh			
舎	11月	100%	226 kW	48,400 kWh			
	12月	100%	245 kW	61,100 kWh			
	1月	100%	248 kW	58,600 kWh			
	2月	100%	248 kW	61,300 kWh		夏季	228,200
	3月	100%	236 kW	64,200 kWh		その他	497,700
		計		725,900 kWh		合計	725,900

	月	予定 力率	予定 最大電力	予定電力量	備考		
	4月	100%	73 kW	21,900 kWh			
	5月	100%	91 kW	21,300 kWh			
	6月	100%	118 kW	24,100 kWh			
	7月	100%	115 kW	31,900 kWh			
藤枝	8月	100%	121 kW	34,700 kWh			
総	9月	100%	120 kW	32,000 kWh			
合庁	10月	100%	103 kW	22,300 kWh			
舎	11月	100%	89 kW	21,000 kWh			
	12月	100%	112 kW	26,400 kWh			
	1月	100%	116 kW	28,800 kWh			
	2月	100%	118 kW	27,000 kWh		夏季	98,600
	3月	100%	100 kW	26,000 kWh		その他	218,800
		計		317,400 kWh		合計	317,400

	月	予定 力率	予定 最大電力	予定電力量	備考	
	4月	100%	118 kW	31,000 kWh		
	5月	100%	192 kW	29,400 kWh		
	6月	100%	227 kW	39,000 kWh		
	7月	100%	229 kW	57,400 kWh		
中意	8月	100%	230 kW	66,600 kWh		
総	9月	100%	228 kW	55,300 kWh		
合	10月	100%	228 kW	33,500 kWh		
舎	11月	100%	157 kW	30,700 kWh		
	12月	100%	169 kW	41,400 kWh		
	1月	100%	171 kW	43,000 kWh		
	2月	100%	168 kW	41,200 kWh]	夏季
	3月	100%	168 kW	39,300 kWh		その他
		計		507,800 kWh	1	合計

179,300

328,500

507,800

	月	予定 力率	予定 最大電		予定電力量	備考		
	4月	100%	28	kW	8,100 kWh			
	5月	100%	28	kW	8,200 kWh			
	6月	100%	61	kW	10,500 kWh			
	7月	100%	63	kW	16,800 kWh			
北	8月	100%	66	kW	18,900 kWh			
北遠総	9月	100%	66	kW	16,100 kWh			
合庁	10月	100%	57	kW	9,200 kWh			
舎	11月	100%	29	kW	8,300 kWh			
	12月	100%	57	kW	11,400 kWh			
	1月	100%	49	kW	12,400 kWh			
	2月	100%	55	kW	12,100 kWh		夏季	51,800
	3月	100%	51	kW	10,800 kWh		その他	91,000
Ш		計			142,800 kWh		合計	142,800

						_	
	月	予定 力率	予定 最大電力	予定電力量	備考		
	4月	100%	178 kW	47,700 kWh			
	5月	100%	230 kW	45,800 kWh			
	6月	100%	278 kW	55,800 kWh			
	7月	100%	286 kW	74,000 kWh			
浜松	8月	100%	296 kW	80,200 kWh			
総	9月	100%	289 kW	69,700 kWh			
合庁	10月	100%	283 kW	52,000 kWh			
舎	11月	100%	211 kW	47,300 kWh			
	12月	100%	231 kW	58,100 kWh			
	1月	100%	290 kW	60,400 kWh			
	2月	100%	242 kW	56,500 kWh		夏季	223,90
	3月	100%	221 kW	58,800 kWh		その他	482,40
		計		706.300 kWh		合計	706.30

5庁舎合計 2,400,200 kWh

※本契約は4/1~3/31の契約期間であるが、年間使用電力量の推移に大きな変動がなく、表中の月は電力量計算期間の初日の属する月とする。

庁			最大的	使用電力(k	W)	
庁舎	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
	4月	215	220	145	224	178
	5月	151	142	156	151	145
	6月	281	302	182	297	292
	7月	293	298	296	300	309
静岡	8月	297	306	297	299	309
総総	9月	298	309	296	291	298
総合庁舎	10月	280	262	288	286	
舎	11月	156	170	226	185	
	12月	222	244	231	245	
	1月	231	246	232	248	
	2月	228	245	248	236	
	3月	222	234	234	236	

庁舎			使用	電力量(kV	Vh)	
舎	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
	4月	51,569	51,613	48,702	47,789	45,850
	5月	46,962	46,747	48,017	46,286	45,986
	6月	49,553	56,243	52,502	55,048	55,003
	7月	67,660	73,843	75,251	75,064	74,548
静	8月	81,693	82,019	85,088	83,771	85,141
岡	9月	68,483	71,625	69,942	67,432	75,158
総合庁舎	10月	54,646	52,296	57,082	49,466	
广	11月	47,112	47,106	50,766	47,109	
害	12月	60,766	65,002	55,741	62,508	
	1月	63,368	66,851	45,536	63,403	
	2月	60,549	62,888	59,131	61,855	
	3月	63,046	68,339	63,526	60,610	
	合計	715,407	744,572	711,284	720,341	381,686

庁舎			最大值	使用電力(k	W)	
舎	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
	4月	66	68	68	73	66
	5月	91	91	66	76	74
	6月	102	112	100	118	104
	7月	113	108	112	115	116
藤	8月	118	121	120	121	109
藤枝総合庁舎	9月	118	120	111	109	111
合亡	10月	104	65	103	99	
舎	11月	84	78	89	77	
	12月	95	112	105	108	
	1月	104	116	115	107	
	2月	107	118	116	110	
	3月	87	100	99	96	

小小			使用	電力量(kl	Wh)	
舎	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
	4月	20,888	21,438	21,761	22,272	20,686
	5月	20,835	20,562	21,258	21,880	21,036
	6月	22,858	23,876	22,937	25,245	25,490
	7月	31,568	30,651	30,077	34,764	29,617
藤	8月	31,247	30,958	35,461	37,567	31,204
枝	9月	29,060	26,892	34,728	34,215	28,267
総合庁舎	10月	24,025	21,870	23,836	21,147	
卢	11月	21,358	20,793	21,545	20,622	
舎	12月	23,962	25,264	26,693	26,986	
	1月	26,520	27,042	30,290	29,005	
	2月	24,793	24,896	28,946	26,954	
	3月	24,422	26,091	27,291	24,514	
	合計	301,536	300,333	324,823	325,171	156,300

中遠

庁舎			最大	使用電力((W)	
舎	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
	4月	98	98	98	118	10
	5月	96	97	158	192	19
	6月	186	222	213	227	22
	7月	181	226	226	229	23
中	8月	193	228	227	230	22
遠総合庁舎	9月	224	226	225	228	22
合定	10月	223	101	227	228	
舎	11月	126	105	157	107	
	12月	157	169	160	165	
	1月	159	169	165	171	
	2月	159	168	167	166	
	3月	150	157	168	161	

庁舎			使用	用電力量(kV	Nh)	
舎	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
	4月	29,673	29,556	30,591	32,647	29,196
	5月	28,799	26,990	29,369	31,782	29,281
	6月	31,035	37,685	39,768	39,544	36,783
	7月	45,102	49,989	54,979	66,995	54,206
ф	8月	51,570	58,220	69,813	71,478	60,287
遠	9月	48,585	50,098	59,031	56,677	55,112
総合	10月	38,903	30,544	39,447	30,405	
中遠総合庁舎	11月	29,731	29,496	32,938	29,478	
舎	12月	37,713	40,505	42,734	40,808	
	1月	40,363	41,743	45,468	41,490	
	2月	39,735	39,520	43,851	40,203	
	3月	36,600	38,661	39,506	39,483	
	合計	457,809	473,007	527,495	520,990	264,865

北遠

庁		最大使用電力(kW)					
舎	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	
	4月	27	28	25	24	24	
广舍 北遠総合庁舎	5月	25	28	26	25	24	
	6月	56	58	56	61	69	
	7月	64	63	62	62	71	
	8月	65	66	66	62	71	
速総	9月	65	66	60	60	67	
合位	10月	58	30	57	35		
舎	11月	26	29	25	24		
	12月	49	57	47	45		
	1月	50	49	49	46		
	2月	50	50	49	55		
	3月	49	46	45	51		

庁舎		使用電力量(kWh)					
舎	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	
	4月	8,831	9,232	7,622	7,352	7,259	
	5月	8,953	9,118	7,559	7,678	7,619	
	6月	9,502	12,767	8,912	9,686	9,961	
	7月	15,652	18,219	15,889	16,166	17,023	
±k.	8月	18,753	19,093	19,274	18,215	18,049	
遠	9月	16,653	16,595	15,482	16,077	15,607	
総合	10月	10,139	10,014	9,537	7,870		
北遠総合庁舎	11月	8,816	9,604	7,682	7,449		
舎	12月	11,618	12,656	10,653	10,865		
	1月	13,210	12,659	12,495	11,993		
	2月	12,774	11,895	11,643	12,542		
	3月	11,551	10,919	10,415	10,950		
	合計	146,452	152,771	137,163	136,843	75,518	

浜松

庁		最大使用電力(kW)					
庁舎	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	
	4月	194	173	154	178	161	
	5月	218	230	209	197	199	
	6月	258	273	245	278	248	
	7月	280	278	283	286	284	
浜	8月	288	292	290	296	288	
浜松総合庁舎	9月	287	289	267	287	288	
合定	10月	274	160	283	235		
舎	11月	169	163	211	150		
	12月	198	231	220	227		
	1月	223	242	290	243		
	2月	220	240	239	242		
	3月	214	221	213	214		

庁舎		使用電力量(kWh)						
	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5		
	4月	47,717	48,959	46,645	47,303	47,497		
	5月	47,038	45,203	45,434	46,756	48,523		
	6月	52,361	56,975	51,525	58,622	57,241		
	7月	71,623	72,740	72,204	76,859	74,544		
涯	8月	79,180	79,098	79,936	81,402	80,530		
浜松	9月	72,304	69,426	70,590	68,841	71,448		
総合	10月	52,778	51,521	54,078	50,210			
総合庁舎	11月	48,181	46,410	48,791	46,427			
舎	12月	54,756	58,325	57,737	58,022			
	1月	56,181	60,471	59,840	60,790			
	2月	54,087	55,590	56,111	57,763			
	3月	58,291	58,749	59,603	57,816			
	合計	694,497	703,467	702,494	710,811	379,783		

総合庁舎別概要一覧表(静岡県静岡、藤枝、中遠、北遠及び浜松総合庁舎)

			静岡	藤枝	中遠	北遠	浜松
	1	庁舎名称	静岡県静岡総合庁舎	静岡県藤枝総合庁舎	静岡県中遠総合庁舎	静岡県北遠総合庁舎	静岡県浜松総合庁舎
概要	2	財産管理者	静岡財務事務所長	藤枝財務事務所長	磐田財務事務所長	西部農林事務所長	浜松財務事務所長
	3	需要場所	静岡県静岡市駿河区有明町2番20号	静岡県藤枝市瀬戸新屋362番1号	静岡県磐田市見付3599番1号	静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島559番	静岡県浜松市中区中央1丁目12番1号
	4	庁舎事務窓口	静岡財務事務所総務課	藤枝財務事務所管理課	磐田財務事務所管理課	西部農林事務所総務課天竜分室	浜松財務事務所総務課
	5	電話	054-286-9112	054-644-9111	0538-37-2206	053-926-2368	053-458-7124
	5	業種及び用途	官公署(事務所)	官公署(事務所)	官公署(事務所)	官公署(事務所)	官公署(事務所)
	1	受電電気方式	交流3相3線式	交流3相3線式	交流3相3線式	交流3相3線式	交流3相3線式
	2	受電電圧(標準電圧)	6, 000ボルト	6, 000ボルト	6, 000ボルト	6, 000ボルト	6, 000ボルト
	3	計量電圧(標準電圧)	6, 000ボルト	6, 000ボルト	6, 000ポルト	6, 000ボルト	6, 000ボルト
	4	標準周波数	60ヘルツ	60ヘルツ	60ヘルツ	60ヘルツ	60ヘルツ
	5	電気方式	1回線受電	1回線受電	1回線受電	1回線受電	1回線受電
	6	非常用自家発電設備	あり	bl	ы́	あり	あり(系統連系なし)
	7	蓄熱槽	なし	なし	なし	なし	なし
	8	夏季ピーク時間における計画的負荷調整の 可否	否	否	否	否	否
	(1)	調整時間					
		最大電力、調整期間中最大電力 調整期間					
	9	予定使用電力量(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの使用量見込)	725,900kWh	317,400kWh	507,800kWh	142,800kWh	706,300kWh
仕様			310kW	120kW	230kW	70kW	300kW
14	10	契約電力	ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする	ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする	要電力と前11月の最大需要電力のうち、いず	ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする	ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする
	11	力率	平均100%を予定	平均100%を予定	平均100%を予定	平均100%を予定	平均100%を予定
-	12	デマンドメーター	あり	あり	5 9	なし	あり
	13	契約期間の電力消費計画			別紙2 総合庁舎別電力消費計画一覧を参照		
	14	需要開始日	令和6年4月1日午前0時	令和6年4月1日午前0時	令和6年4月1日午前0時	令和6年4月1日午前0時	令和6年4月1日午前0時
	15	契約期間	令和6年4月1日午前0時から 令和7年3月31日午後12時まで	令和6年4月1日午前0時から 令和7年3月31日午後12時まで	令和6年4月1日午前0時から 令和7年3月31日午後12時まで	令和6年4月1日午前0時から 令和7年3月31日午後12時まで	令和6年4月1日午前0時から 令和7年3月31日午後12時まで
	16	需給地点	静岡総合庁舎敷地内の引込第1号柱上過電 流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接 続点	需要場所に静岡県藤枝総合庁舎が施設した 引込第1柱上過電流ロック機構付高圧気中 開閉器の電源側接続点	中遠総合庁舎敷地内の引込第1号柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接 続点	北遠総合庁舎敷地内の引込第1号柱上過電 流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接 続点	中部電力株式会社の三端子開閉器の浜松総 合庁舎用開閉器の負荷側接続点
	17	電気工作物の財産分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ
	18	保安上の責任分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ